

平成 28 年度地域における女性活躍推進モデル事業実施要領

平成 28 年 4 月 6 日
内閣府男女共同参画局長決定

1. 事業の目的

今後、多くの地域において急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、職業生活の場だけではなく、地域活動の場においても、意欲ある女性が活躍できる環境を整備していくことが、不可欠な課題となっている。

こうした認識の下、第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）においても、育児・介護等の経験をいかした地域活動への参画等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動を多様な分野において一層推進することなどの取組を新たに盛り込んだ。

これらのことを踏まえ、潜在化している女性の能力を最大限発揮できるよう、地域の実情に合わせた女性の活躍推進に向けた先進的な取組を試行的に実践し、検証することで、その効果や課題を明らかにするとともに、事業効果を広く共有することによって、他地域において実施可能な取組モデルを構築することを目的とする。

2. 事業内容

本事業は、民間団体の知見・ノウハウをいかして柔軟かつきめ細やかに地域の課題を解決する先進的な取組について、広く民間団体から企画の提出を求め、その内容を審査した上で、優れた企画を提案した者にその取組を委嘱して実施する。

対象となる事業は、育児・介護等の経験をいかした地域活動への参画、コミュニティビジネス・NPO 等の立ち上げ等、女性の活躍推進に資する先進的な取組であって、他の地域に横展開することが可能なノウハウの構築を目指したものとする。

3. 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる要件を全て満たす民間団体とする。

- (1) 事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 事業を支障なく実施するため、契約手続、精算手続等の会計処理を適正に遂行できる能力を有する団体であること。
- (3) 事業の実施にあたり、必要な費用を団体にて立替払いをするための運転資金が確保できる団体であること。
- (4) 事業に対する費用の支払いのため、団体又は代表者名義の口座を開設して

いること。

4. 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業計画書を作成し、内閣府に指定期日までに提出する。
- (2) 内閣府は、提出のあった事業計画書の内容を審査するとともに、必要に応じてその内容を調整した上で事業実施主体と契約を締結する。
- (3) 事業実施主体は、契約締結後、当該契約に基づき速やかに事業に着手するものとする。

5. 契約期間

実施事業は、内閣府の定めた契約開始日から開始し、事業内容を鑑みて内閣府が個別に定める契約終了日までに終了するものとし、契約終了日は、契約開始日の属する年度の年度末までの適切な期日とする。

6. 対象経費

- (1) 支払の対象となる経費は、事業計画の規模・内容等を勘案し、人件費、事業費、一般管理費等、予算の範囲内で事業に要する経費を委嘱費として支出するものとする。
- (2) 委嘱費は、契約終了後（事業報告書等の提出後）に精算払いにより支出するものとし、概算払いや一部前払いは行わない。
- (3) 内閣府は、事業実施主体が契約条項に違反したとき、実施にあたり不正又は不当な行為をしたときその他事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や委嘱費の全部、又は一部について返還を命じることができる。

7. 事業実施計画の変更

事業実施主体は、本事業の計画を変更する場合、又は所要経費の費目（人件費等）の流用をする場合は、あらかじめ内閣府と協議するものとする。

ただし、所要経費の増減する額が経費区分毎に配分された経費の20%を超えない場合は、この限りでない。

8. 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施団体は、事業終了後20日以内（土日祝日を含む。）に別紙様式第2号により、事業実績報告書を内閣府に提出する。
- (2) 内閣府は、事業の内容に応じて、事業実施団体から中間報告を求めることができる。

9. 委嘱費の額の確定

- (1) 内閣府は、8により提出された事業実績報告書等について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委嘱費

の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

- (2) 委嘱費の額は、支払対象経費のうち実際に事業に要した額と契約額のいずれか低い額とする。

10. 書類の保存

事業実施主体は、委嘱費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、内閣府から請求があったときは、いつでも提出できるよう収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他証拠書類を整備するとともに、本事業を実施した翌年度から5年間整理保存するものとする。

11. その他

- (1) 本事業とは別に国から支援措置を受けている事業については、重複して支援を受けることはできない。
- (2) 事業報告書その他出版物に関する著作権は内閣府に帰属するものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、各種法令、契約書等を遵守し、内閣府と十分な連絡調整を図り実施するものとする。